

改正

- 平成6年3月25日告示第81号
- 平成9年5月27日告示第169号
- 平成21年4月27日告示第196号
- 平成26年4月25日告示第257号
- 令和元年8月26日告示第137号
- 令和2年3月27日告示第130号
- 令和4年3月29日告示第148号
- 令和5年3月28日告示第119号
- 令和8年3月27日告示第135号

盛岡市ごみ集積場所等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、町内会、自治会等の地域的共同活動を行っている団体が、ごみ集積場所等整備事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において「ごみ集積場所等整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 一般家庭から排出される廃棄物の収集のため地域ごとに指定された廃棄物の集積場所（以下「ごみ集積場所」という。）に、当該ごみ集積場所を衛生的に管理するための施設を設置し、及び当該設置に伴い当該ごみ集積場所を整備する事業（以下「ごみ集積場所整備事業」という。）
- (2) 一般家庭から廃棄物として排出される瓶類、紙類、繊維類、金属類その他の物品で再利用又は再生利用することが可能なものを地域で行う集団資源回収の実施日まで一時的に保管するための施設（以下「ストックヤード」という。）を設置する事業（以下「資源一時保管場所整備事業」という。）

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

事業	経費	補助金
ごみ集積場所整備事業	小屋、フェンス等の工作物の新設（既設のものを撤去し、新たに	当該経費の2分の1に相当する額。ただし、その額が1集積場所

	に設置する場合を含む。)又は増設及び当該新設又は増設に伴う舗装に要する経費(既設のもの解体又は撤去に要する経費を除く。)	につき7万円を超えるときは、7万円を限度とする。
資源一時保管場所整備事業	ストックヤードの新設(既設のものを撤去し、新たに設置する場合を含む。)又は増設に要する経費(既設のもの解体又は撤去に要する経費を除く。)	当該経費の2分の1に相当する額。ただし、その額が1施設につき10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和11年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域内にあるごみ集積場所のうち、当該補助金により整備されたごみ集積場所の割合
- (2) 資源の集団回収を実施する団体として登録を受けた団体のうち、ストックヤードを利用している団体の割合

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

改正文 (平成6年告示第81号抄)

平成6年4月1日から施行する。

改正文 (平成9年告示第169号抄)

平成9年度分の補助金から適用する。

改正文 (平成21年告示第196号抄)

平成21年5月1日から施行する。

改正文 (令和2年告示第130号抄)

令和2年4月1日から施行する。

改正文（令和4年告示第148号抄）

令和4年4月1日から施行する。

改正文（令和5年告示第119号抄）

令和5年4月1日から施行する。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	別に定める。
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 位置図	1部	
	5 設計図書	1部	
	6 経費の見積書	1部	
	7 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1部	別に定める。
	2 事業実績書	1部	
	3 収支決算書	1部	
	4 領収書の写しその他支出を証する書類	1部	
	5 その他市長が必要と認める書類		
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	別に定める。
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	別に定める。